

議案第 2 1 号

佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例（平成14年佐倉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条各号中「翌日午前6時」を「午後11時」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。